

令和元年度 第 5 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和 2 年 3 月 2 3 日（月） 午後 3 時 0 0 分～午後 5 時 1 5 分	
開催場所	松阪市役所入札室	
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（前名城大学教授） 委員 坂本 昇（税理士）	
事務局	総務部長 三宅 調達係長 柳川 契約検査統括参事 岡野 契約係長 中西 契約担当参事 松下 契約係主任 東 検査指導係長 野口 契約係主任 奥	
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（令和 2 年 1 月から 3 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（楠井委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 ・最低制限価格等における調査報告 ・次回開催日程及び抽出委員の選出等について ・地域別落札状況について ・地域指定工事の状況について ・制度改正について	
委 員		事務局
●入札及び契約の状況報告		
・入札及び契約の状況報告として、今期 1 月から 3 月までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。		・工事の発注状況について この第 4 四半期の入札件数は総計 30 件。内訳は工事 22 件、委託 8 件、入札不調・中止は 0 件。入札件数は前年比で 18 件の減。契約金額は総額 6 億 2117 万 6600 円で内訳は工事 5 億 7802 万 3600 円、委託 4315 万 3000 円。件数は減であるが前年比約 1 億 5000 万円の増。下水道の低入札工事で約 2 億 7 千 400 万円の発注が増額の要因である。

	4月からの累計では総件数 431 件で前年比 52 件の減、契約金額は約 78 億 3000 万円で約 42 億 4000 万円の減。昨年度は合併特例債を活用したの大型建築物が多く発注され件数・金額が過去最大の規模であったがこれらのピークが過ぎたことにより大きく減少したものの。 今期の全体平均落札率は 84.18%。(前年度 83.95%)。委託は 82.84%、最低制限価格 75%より高くなった。 ・指名停止措置について 続いて今期の指名停止措置状況は物品調達関係2件。公正取引委員会が特定活性炭又は特定粒状活性炭の販売業者に対し、独占禁止法第3条「不当な取引制限の禁止」の規定に違反する行為を行っていたとして同法の規定に基づき違反事業者を公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことから松阪市建設工事等指名停止措置要綱に基づき別表第2第2号「独占禁止法違反行為」に基づき2か月間の指名停止措置を行った。 2件目、当該会社の使用人は（元社員）同社においてデータ処分と廃棄を請け負ったハードディスクを盗んだとして、窃盗容疑で逮捕、起訴されたことから松阪市建設工事等指名停止措置要綱の別表第2第5号に定める「不正又は不誠実な行為」に基づき1か月の指名停止措置を行った。 以上、指名停止の報告とさせていただきます。
●抽出事案の審議（楠井委員抽出）	
・では、この四半期の抽出案件として、高落札率の案件、参加者少数の案件などを、事前に事務局に抽出依頼しているので、事務局から説明をお願いしたい。	入札参加者数5社以下、落札率90%以上 入札参加者数5社以下で落札率90%以上の案件は4件。まず、「飯高駅温泉動力装置設置工事」。この工事は、平成30年9月に施工された

	飯高地域資源活用交流施設源泉掘削工事から継続して動力装置を設置し温泉施設まで經由する工事。昨年の掘削工事では市内1社を含む3社の入札参加があり、今回の落札業者と契約している。昨年の工事同様の参加条件で実績もありそれ以上の入札参加を期待していたが結果的に1社となった。前回同様の参加条件であったため今回工事とあわせて発注することも可能であったが、他市等の状況から分割しているところが多く見られること、他業者の受注機会を増やすために分割発注したと担当課から確認している。落札率も96.78%と高かったことで関連する工事のため他業者が参加しにくかった部分があったものと考え。今後同様の工事があれば分割及び一括発注、随意契約の方法を検討していく必要がある。 次に業務委託関係の3件。いずれも参加業者が5社未満で落札率が90%を超えている案件。五主地区と松名瀬地区の津波避難タワー新築工事に伴う地質調査業務委託は同日に入札を行っている。五主地区の地質調査は参加者が4社で落札率は75.13%と競争性は確保されたが、その後開札した松名瀬地区地質調査は3社参加。その内、1社は五主地区地質調査を落札により同日落札制限適用、後の2社中1社が予定価格超過のため残りの1社が落札となった。 次に橋梁修繕の設計業務委託3件で同時に入札を実施。1つ目の業務委託では7社の参加で75.13%で落札。2つ目の業務委託は3社参加、1社が同日落札制限で無効となり、残り2社中1社が75.74%で落札。3つ目の業務委託は4社参加。1つ目、2つ目で落札業者の同日落札制限により最終2社となった。内1社が90.89%と高値の落札となった。 次に別日に開札を行った橋梁修繕設計業務委託2件。2件とも3社の入札参加。最低制限価格に近い業者が落札しているものの共に約90%と高い落札率であった。 この業務委託関係は、前回の委員会でも問題点として挙げているが、10月以降年度末にかけて参加業者が徐々に減少傾向にある。ま
--	---

	た高値落札率との契約が増えたことから平均落札率82.84%と業務委託の最低制限価格75%を大きく上回る結果となったものである。 発注時期が年度後半ということもあるが今年度から制度改正による発注基準で、より市内業者が優先される改正を行ったが、手持ち件数が多くなり参加できない状況となったと推測しているところで、この傾向が続くようであれば市内業者の手持ち制限を引き上げるなどの検討が必要であると報告をさせていただいたところである。 しかしながら入札制度研究会でも協議をしたところ、国から橋梁関係の点検指示が各自治体に一斉に出されたことを受け、業務委託の発注が重なり業者の手持ちが多くなったのではという意見もありました。また、発注基準改正後1年を経過しただけであり、改正については時期尚早ではないかとの意見をいただいたところ。来年度の早期発注は勿論であるが、同種同規模の業務委託が重ならない発注の計画性をもって、参加状況を注視していくことが研究会の意見である。 入札参加者数5社以下 入札参加者数5社以下となった案件。工事5件、委託3件の合計8件。 この時期の発注は、手持ちの工事等がある業者は受注を望まない業者も見られるところ。特に利潤が得られにくい小規模工事や特殊性工事は5社未満となるケースが増加する傾向である。 この中で、令和元年度松阪市総合運動公園付帯工事(その2)は、公園内造園工事で、元々の登録業者が少ない業種で参加が少数であったことや工事金額が少額であったことなどから1社入札になった原因と考えている。落札率は84.96%で見えない競争性が働いたものと考ええる。 次に松阪市総合運動公園多目的広場不陸整正工事は、3社の入札参加で落札率は60.23%と非常に低いものとなった。この工事は前回
--	--

	の委員会で説明をおこなった希望価格型として入札していた工事と同じものであり、今回希望価格型を廃止する方向性から最低制限価格を設定せず一般競争入札を実施した結果で効果は出ていると考える。 落札率90%以上 落札率90%以上は1件。山室久保線道路改良工事は12社の入札参加あったが予定価格算出率が高く、11社が落札外となり残り1社が99.16%で落札した。 低入札型 低入札型は2件。1件目は鎌田中学校校舎解体工事。前回、鎌田中学校校舎解体及び屋外付帯工事が入札参加者なしで不調となった報告を行っている。今回、解体工事と屋外付帯工事を分離し、解体工事のみの入札を実施。資格総合点数の参加基準を1ランク引き下げた結果、市内業者3社の参加があった。落札率は最低制限価格を下回り低入札契約となる84.68%であった。 3社の入札価格は、1社目が予定価格に対し97.97%、2社目が調査基準価格と同じで予定価格に対し85%、落札者が84.68%の落札率であった。 この状況は、当制度を試行導入した目的とした最低制限価格を下回る応札を失格とし、場合によっては高値落札者との契約を余儀なくされる不合理さを防ぐ観点から見れば、制度に求める適正な入札が明確に実現できたものと考えている。 次に、松阪市公共下水道事業松阪第2処理分区松阪2-3号汚水幹線管渠工事（その2） 最も安い価格の業者は積算内訳書の審査基準を満たさず失格。次の応札額が7社同価となり、低入札価格調査の調査順を決定するくじ引きを行い、調査順1番目の業者が落札、75.42%の落札率であった。 競争性は確保されているがこれまで同様に75%付近に価格が集中する状況が見られた。
--	--

	工事の平準化と週休2日制工事の導入報告 令和2年度から工事の平準化で6件の土木工事を発注する。令和元年度で債務負担行為の議会承認を得、4月1日から工事着工を実施するもの。品確法では、特に発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされており、長年当委員会でもご審議いただいていた事項で昨年の意見書でも市長に対し意見をいただいていたところである。 次に土木課発注の松阪市総合運動公園建設工事（その4）については、週休2日制工事として試行導入した案件である。 この週休2日制工事の導入については、国や県からも工事の平準化と共に働き方改革の一環として導入を進めていくよう指示が出ており今年度から試行的に行ったもの。 本年度は1件を実施しており、工事期間内で準備と後片付けの期間を除き、現場の作業を始めてから作業の終わりまでの期間内で現場を休工した日が4週8休以上であれば、経費の補正を行うという契約により発注を行った。 当工事は昨年度視察に行っていたいたスケートパークの外周歩道に転落防止柵175.5mと歩道用の敷ブロック799㎡、ベンチや水飲み場を設置するという工事。 週休二日工事の経費増額分としては24万円程度の増額となった。 週休二日工事の対象工事としては、三重県の要領を参考に、土木一式工事のうち、観光地、自動車歩行者交通の多い場所、工期の制約条件が比較的少ない工事を優先して選定することとなっていることから、 スケートパーク周辺の工事ということで、土曜や日曜は利用者が多く来場され、工事資材の搬入搬出がパークの入り口と重なることもあり、週休2日制工事の対象とした。 今後においても平準化工事、週休2日制工事
--	--

・週休２日制工事について 週休２日が達成され 24 万円程度の増額との説明があったがどのように算出されたのか。 ・週休２日制とは、会社に取り組んでいるのではなく、この工事を担当している方が完成まで取り組んでのインセンティブ的なことなのか。 ・週休２日制工事の施工業者の反応は。 ・落札率 90%以上の山室久保線道路改良工事について、設計金額が約 290 万円で入札参加業者が 12 社と多いのは。 この四半期の抽出案件の中で、２点ほど確認したい。 ・１点目、飯高駅温泉動力装置設置工事は 1 社入札で落札率も高かった。前年度に源泉の掘削工事を施工しており、この時の入札参加は 3 社であった。その時の落札業者が今回も	に取り組んでいきたいと考えている。 工事費の諸経費算出を行い、その諸経費に労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費毎の補正係数を乗じている。 一般的な現場については週1日日曜日の休みが多い。土曜日を休みにするとその分の工期が長くなり、経費がかさむ。その分の補てんのために経費に上乘せをするのが趣旨である。 スケートパーク周辺の工事で土日は人の往来が多く施工がしにくい場所。現場も土日は休工したいところ。その分工期は長くなるが、週休2日達成により経費の上乗せは非常に助かる。また重機運搬などの安全面でのリスクは回避できたなどの意見であった。 時期的に参加業者の手持ち数が少なくなったことで、参加者が多くなったと推測する。 この工事の前年度に源泉掘削工事を発注しており、同様の参加条件で今回の工事も発注を行った。担当課で確認できた実績のある業者は4社でさらに競争性を確保するために公
--	---

落札している。一括発注や随意契約とする方法も検討すべきであったという説明があったが手法等や考え方について詳細をお聞きしたい。

・2 点目、前回の監視委員会でも業務委託関係の入札参加が減少傾向にあり、その原因として今年度から適用している改正発注基準が影響しており、この状況が続くのであれば現行発注基準の手持ち件数等の改正検討が必要であるとの報告がありました。入札制度研究会での協議結果改正を行わないこととなった経過について詳細な説明をお願いしたい。

告期間中の新規登録も受付とし、民間工事の実績を含め4社以上の参加を期待していた。担当課との協議の中では、掘削業者と動力設置業者が異なった場合に不具合による責任の所在など議論したところであるが、異常箇所を特定することで責任も明確になるとの説明もあり、また同様の工事で他市が分割発注していること、他業者の受注機会を増やすことも考え実施したものである。

さく井工事の総合点数700点以上の業者とし、緊急性に対応できるように県内業者としている。設計金額はさく井協会の標準歩掛・労務単価、燃料費などは県単価を採用しているが工事の大部分が見積りによる金額のため最低制限価格は設定せず入札を実施した。結果、入札参加は1社で掘削工事落札業者と同業者が落札。結果論であるが、96.87%の高落札率であったことで一括発注や随意契約を行った方が市にとって有利だったかもしれないが、当時はその考えが最善な方法で実施したと考えている。

今後において、関連性のある工事を引き続き実施していく場合は、十分聞取りを行いながら進めていく必要がある。

入札制度研究会は、建設事業関係部長等で構成され、入札制度の適正な運用等のため必要な協議を行うところで、3月17日に開催した。

結果として、発注基準を改正した影響もあると思われるが、その他の要因として先程も申し上げたが、橋梁点検業務において国からの指示が出されるなど、予定していない業務が発生したことから、同種同規模の業務委託が年度後半に集中して発注されたことなどが考えられるため、まずは担当課で同時発注を避けるとか、年度後半に集中しないよう発注を平準化するなどの方法に改めることで解消される可能性があるという意見があった。発注基準改正後、1年しか経過していないため新たな改

	正は時期尚早であり、計画性のある発注により入札参加状況を注視していき、解消されない様であれば改正に向け検討していきたいと考えているところである。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
・続いて、この四半期の随意契約について対象案件を事務局から説明されたい。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	・今期対象の随意契約は 34 件。新規案件について重点的に説明する。 (・・・新規案件のみ記載・・・) ① 名古屋ポンプ場施設整備工事 当該ポンプ場は、平成 7 年度に供用開始。主に名古屋団地内の集水した雨水を名古屋川へ排水する雨水排水ポンプ施設である。現在運転しているφ350 ミリの中水ポンプ 2 基は平成 21 年度に分解整備を行っている。10 年が経過し、腐食や摩耗等が考えられ工場にて分解整備を行い消耗部品の交換と調整作業が必要である。このことから、ポンプの構造や機能、構成部材を熟知していること、ポンプ場の機能を損なうことなく、分解整備工事を行う必要がある。また、同一施工業者以外に施工させた場合、既設の設備等に支障が生じる恐れがあり、その後の責任の所在が不明確となる為、当該ポンプ場の設置から現在まで修繕整備を行っていることで自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ② 第 1-302 号 甚目町配水管布設替工事 JR 東海紀勢本線（甚目第一踏切）の既設水道管更新のため、軌道近接及び軌道横断を行う工事である。 JR 東海との近接工事協議において、軌道敷に近接することから施工業者の選定は、当営業線の保安・鉄道作業に精通した業者で保

.....	安要員を専属配置すること、また、軌道等への不測の事態に対応できることが条件になっている。これらの条件を満たし、松阪市内に軌道・土木の営業所を有する唯一の業者を契約相手方と自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	③ 住民情報システム改修（オンライン資格対応）業務委託 令和2年度に予定されているオンライン資格確認の開始に向けて、住民情報システムの国民健康保険資格業務に対して、2桁の枝番や被保険者ごとに付与し、保険証に出力する機能の追加することやオンライン資格確認業務向けの連携データを作成する改修業務である。現在稼働している業務内のデータについては、松阪市のものであるが、住民システム各業務は契約相手方に著作権がある。住民情報システムに機能追加を行うため、住民情報システムの委託事業者である契約相手方と自治令第167条の2第1項第2号及び第6号により随意契約を締結した。
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	④ 住民情報システム「窓口連携及び書かない窓口機能」賃貸借・保守 令和元年12月17日「これからの松阪市行政のあり方庁内検討委員会」より答申された「ライフイベントに対応した「書かない窓口」の実施」に対応するため、先行したおくやみコーナーの実績も踏まえ、①住民異動に関する庁内手続きを自動判定する「窓口連携機能」②証明書交付申請、住民異動届及び住民異動に伴う各課手続きの申請書を来庁者の手書きすることを最小限に抑える「書かない窓口機能」の主に二つの機能で構成し、来庁者と窓口職員の負担を軽減するものである。機能要件として既存の住民情報システムとの連携が必須であり、他ベンダのシステムを新規調達し、住民情報システムとの連携機能を

..... 委員会としての意見 ・ 保育時間は。 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	新規構築するよりも既存システムにオプション機能とすることで調達コストを抑制することができることから自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ⑤ 松阪市病児及び病後児保育事業運営業務委託 病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期にあつて集団保育を受けることが困難な児童が保護者の仕事・病気・出産・冠婚葬祭等社会的にやむ得ない理由により家庭において保育を行うことが困難である場合に医療機関に付設する専用スペースで一時的に預かる事業のため、専用スペースを備え病児及び病後児保育を実施できる契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 午前 8 時から午後 5 時です。 ⑥ 松阪市病児及び病後児保育事業運営業務委託 病気の回復期に至らない場合又は病気の回復期にあつて集団保育を受けることが困難な児童が保護者の仕事・病気・出産・冠婚葬祭等社会的にやむ得ない理由により家庭において保育を行うことが困難である場合に医療機関に付設する専用スペースで一時的に預かる事業のため、専用スペースを備え病児及び病後児保育を実施できる契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
---	---

●その他

・前回の続きとなる最低制限価格等に関する調査報告について事務局よりご説明をお願いしたい。

・検討、研究を重ねることが必要であると考ええる。しかし、今後コロナウイルス感染症が拡大し、リーマンショックと同様の不景気が予想される中で、財政状況が悪化するのではないか。エビデンスをしっかりと整理し検討していかなければならない。

・経済情勢が悪化していく中で、引き上げの根拠はしっかり検討が必要であると考ええる。

最低制限価格等に関する調査報告について

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針では、特に低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念されることから、適切に低入札調査基準・最低制限価格を設定するなどダンピング受注を防止するための策を講じることを求めている。

松阪市における公共工事では、現状の工事品質において大きな品質低下は顕在化していないものの、地域社会資本の整備、災害復旧の早期対応ができる体制を維持していくには、その担い手である地域建設業が将来にわたり持続できる環境が必要である。その経営の安定化のため、年間を通じての稼働率向上のための工事の平準化や労働条件の改善のための週休二日制、また国・県や他団体で実施している最低制限価格や低入札価格調査制度における審査基準割合の引上げなどについて、本市としても検討を深め、導入の是非や適切な水準を見極める必要があると考えている。

・続いて、地域別落札状況・地域指定工事の状況について事務局から説明されたい。

地域別落札状況について

松阪市に登録のある市内業者、準市内業者、県内業者、県外業者別に受注件数割合を平成26年度から工事と工事に係る業務委託・コンサル関係に分けて表した。建設工事における受注件数の比率は、各年度共に市内業者が90%以上となり概ね市内業者を優先的に発注していることが窺える。契約金額ベースの比率について、70%後半から80%後半の範囲となっている。これは設計金額の大きい工事や特殊性や専門性のある工事で市外業者も含め入札参加者を増やし競争性を確保するための方法であり、当然ながら市内業者以外の受注金額が大きいことを示す。一方、業務委託・コンサル関係は市内業者の受注する件数及び金額も少ない状況である。これは各種別の許可を持つ市内業者が少ないことから競争性を確保するためにある程度の設計金額を超えるものは準市内業者や県内業者へ発注する基準となっていたことが原因と考える。

地域指定工事の状況について

・地域指定工事の三雲・嬉野地区と飯南・飯高地区の土木一式工事の5年度間の推移を示している。平均参加者数ですが飯南飯高地区で一時期5社未満となった時期がありましたが、ここ2年間では参加数も増加傾向である。

・飯南飯高地元住民協議会及び自治連合会代表者から要望書が提出されたことを報告させていただく。

内容については、地域の災害復旧工事の対応について、地元建設業者や従事者が減少し地域住民の安全安心な生活に支障をきたす状況となってきた。このことから現在発注基準で定める1500万円未満の工事に対し地域指定型を採用しているが、災害復旧工事に限りすべて地域指定型にしていきたい要望であります。地域指定型入札は、平成17年の市町合併時の協議の中で、飯南飯高管内、嬉野三雲管内と本庁管内の3つに区分し、土木一式工事と水道本管工事の受注に

・実際には、地元業者が減少することで地域住民の安心安全な生活が確保できなくなることの懸念と、地元業者の保護・育成の観点からは重要な施策であるが、他の管内との調整を含め検討されたい。 続いて、制度改正事項について事務局から説明されたい。	関し、地域建設業者を守るために設定されたものであり、当初の考えでは合併後３年間の経過措置として、将来的にはなくしていく方向であり、実際水道本管工事については入札参加者の減少傾向が強く、競争性が確保できないとの理由で、平成２０年度には解除されている。飯南飯高管内の地域指定工事は、参加業者が少なく競争性の確保について注視してきたところであるが、要望通り撤廃した場合、昨今の自然災害の規模が大きくなってきていることや件数も多くなっていることから、地元業者だけで対応することについて、不安視される点もある。また、飯南飯高管内だけ上限を撤廃することは他の管内との整合性が取れなくなることも問題となるところである。しかし、地元業者が減少することで地域住民の安心安全な生活が確保できなくなることの懸念と、地元業者の保護・育成の観点からは重要な施策であるがため他の管内との調整を含め検討していく必要があると考えている。 ・中間前金払制度の導入 ・希望価格型の廃止
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・今後は今年度審議した内容を踏まえて、令和元年度の意見書としてとりまとめていきたい。日程が決まり次第連絡するので改めて参集いただきたい。	